

我が国と諸外国等の 産業分類及び生産物分類の概要

表 1	主要な国際標準統計分類の概要（産業分類、生産物分類）	1
表 2	産業分類比較表（日本、国連、北米、欧州）	2
表 3	生産物（商品）分類比較表（日本、国連、WCO、北米、欧州）	3
	NAPCS 及び CPA の基本構造	10
	NAPCS 及び CPA の分類構成例	12

表1 主要な国際標準統計分類の概要(産業分類、生産物分類) ※ 第1回生産物分類策定研究会資料4-1より抜粋、一部修正

産 業		生 産 物 (商 品)				
分類名称	日本標準産業分類 (JISC: Japan Standard Industrial Classification)	国際標準産業分類 (SIC: International Standard Industrial Classification of All Economic Activities)	北米産業分類 システム (NAICS: North American Industry Classification System)	欧州共同体経済活動 統計分類 (NACE: Nomenclature statistique des activités é conomiques dans la Communauté europé enne)	商品名称及び分類に ついての統一システム (HS: Harmonized Commodity Description and Coding System)	欧州共同体生産物分 類 (CPA: Classification of Products by Activity)
作成機関	総務省 (MIC)	国際連合統計部 (UNSD)	アメリカ合衆国大統領府 行政管理予算庁 (OMB) 等	欧州共同体(※現欧州連 合)統計局 (Eurostat)	世界関税機関 (WCO)	欧州共同体(現欧州 連合)統計局 (Eurostat)
設 定	1949年 (昭和24年)	1948年	1986年	1970年	1983年	1983年
現 行	2013年 (平成25年)	第4次改定版 2008年 (第3次改定 1989年)	第5次改定版 2017年	第2次改定版 2008年	第5次改定版 2017年	第2次改定版 2015年
次期改定予定	—	—	2022年	—	2022年	—
目 的	財及びサービスの生産 又は提供に係るすべて の経済活動を分類。統 計の正確性と客観性の 保持、統計の相互比較 性と利用の向上。	経済、社会及び人口統計 における経済活動の種類 別アータの国際比較性の 推進及び各国の健全な 統計体系の整備の促進	政府政策分析者、学者及 び研究者、企業団体、大 衆に使用される産業統計 の収集、分析及び普及	欧州共同体での統計問 題の整合性確保及び国際 比較性の向上	貿易統計・生産統計 及び輸送統計 (制税率表の基礎)	欧州共同体での統計 問題の整合性確保及び 国際比較性の向上
単 位	事業所(経済活動の場 所的単位)：①単一の経 営主体、一定の場所(一 区画)②入及び設備を有 し、継続的に財又はサー ビスの生産と供給が行 われていること。	生産単位(取引者)、事業 所、企業、活動種類別単 位、地域単位等	生産単位、類似の生産プ ロセスを使う事業所	市場において取引さ れ、かつ移動できるす べての価値ある有体 的商品(電力、ガス及 び用水を含む。)	輸送可能財の取引 を行う最終生産物につ いて、各産業の報告 単位により設定	財、サービス、無形財
分類項目集約の基準	①財、サービスの種類 (用途、機能など)②財、 サービスの方法(設備、 技術など)③原料の 種類及び性質、サービ スの対象及び取扱商品な どの種類	①財、サービス及び生産 要素に関するインプット、 ②生産プロセスと技術、 ③アウトプットの特徴、④ アウトプットの用途	生産プロセスの階層に基 づく。(供給指向の産業分 類システム)	①生産される財及びサー ビスの性質、②使用され る財及びサービスの用途 ③生産における投入、プ ロセス及び技術	①生産物の主な使用 用途、②他の生産物と の相互関係に於いて グループリング	共通の性質を有する 財及びサービスにつ いて、NACEにおける 産業に關連付けて構 築
分類構成	4階層	4階層	5階層	4階層	5階層	6階層
最下階層目数	1,460項目	420項目	1,065項目	615項目	2,970項目	3,218項目
					約5,000項目	約5,000項目
					2,738項目	3か国共通の詳細項目数 1,167項目
					5階層	6階層
					各国共通は3階層まで	6階層

表2 産業分類比較表(日本、国連、北米、欧州) ※ 第1回生産物分類策定研究会資料4-1より抜粋

日本標準産業分類(JSIC)(2013改定)				国際標準産業分類(ISIC Rev. 4)(2008)				北米産業分類(NAICS)(2012)				欧州共同体産業分類(NACE)(2012)						
大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)	大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)	大分類	中分類 (3桁)	小分類 (4桁)	細分類 (5桁)	US独自 (6桁)	大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)		
																	A 農業、林業	2
B 漁業	2	6	21	B 鉱業及び採石業	5	10	14	21 鉱業、採石業、石油・ガス採掘業	3	5	10	29	B 鉱業及び採石業	5	10	15		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	7	32	F 建設業	3	8	11	23 建設業	3	10	28	31	F 建設業	3	9	22		
D 建設業	3	23	55	C 製造業	24	71	137	31-33 製造業	21	86	180	364	C 製造業	24	95	230		
E 製造業	24	177	595	D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業	1	3	3	22 公益事業	1	3	6	14	D 電気、ガス、蒸気及び空調供給業	1	3	8		
F 電気、ガス、熱供給・水道業	4	10	17	E 水供給、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	4	6	8	51 情報通信業	6	12	27	32	E 水供給、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動	4	6	9		
G 情報通信業	5	20	45	J 情報通信業	6	13	23	48-49 運輸及び倉庫業	11	29	42	57	J 情報通信業	6	13	26		
H 運輸業、郵便業	8	33	62	H 運輸・保管業	5	11	20	42 卸売業	3	19	71	71	H 運輸・保管業	5	15	23		
I 卸売業、小売業	12	61	202	G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	3	20	43	44-45 小売業	12	27	58	69	G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業	3	21	91		
J 金融業、保険業	6	24	72	K 金融・保険業	3	10	18	52 金融及び保険業	5	11	31	41	K 金融・保険業	3	10	18		
K 金融業、物品賃貸業	3	15	28	L 不動産業	1	2	2	53 不動産業、レンタル及びリース業	3	8	19	24	L 不動産業	1	3	4		
L 学術研究、専門・技術サービス業	4	23	42	M 専門・科学・技術サービス業	7	14	14	54 専門的・科学的・技術的サービス業	1	9	35	48	M 専門・科学・技術サービス業	7	15	19		
M 複合サービス事業	2	6	10	N 管理・支援サービス業	6	19	26	55 事業経営業	1	1	1	3	N 管理・支援サービス業	6	19	33		
R サービス業(他に分類されないもの)	9	34	66	I 宿泊・飲食サービス業	2	6	7	56 管理・支援及び廃棄物処理並びに改善サービス業	2	11	29	44	I 宿泊・飲食サービス業	2	7	8		
S 公務(他に分類されるものを除く)	2	5	5	R 芸術・娯楽及びレクリエーション業	4	5	10	72 宿泊及び飲食業	2	6	10	15	R 芸術・娯楽及びレクリエーション業	4	5	15		
T 分類不能の産業	1	1	1	P 教育	1	5	8	71 芸術・娯楽及びレクリエーション業	3	9	23	25	P 教育	1	6	11		
	20	99	530	1,460	Q 保健衛生及び社会事業	3	9	9	61 教育サービス業	1	7	12	17	Q 保健衛生及び社会事業	3	9	12	
	20	99	530	1,460	S その他のサービス業	3	6	17	62 医療及び社会福祉業	4	18	30	39	S その他のサービス業	3	6	19	
	20	99	530	1,460	U 治外法権機関及び団体	1	1	1	81 その他のサービス業(公務を除く)	4	14	30	49	U 治外法権機関及び団体	1	1	1	
	20	99	530	1,460	O 公務及び国防、強制加入社会保障事業	1	3	7	92 公務	8	8	29	29	O 公務及び国防、強制加入社会保障事業	1	3	9	
	20	99	530	1,460	T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動	2	3	3	T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動					T 雇主としての世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動	2	3	3	
	20	99	530	1,460		21	88	238	419	20	99	312	713	1,065		88	272	615

表3 生産物(商品)分類比較表(日本、国連、WCO、北米、欧州)

日本商品分類(JSCC Rev.5) 平成2(1990)年6月改定

※ 第1回生産物分類策定研究会資料4-1より抜粋

大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類	6桁分類	7桁分類	8桁分類	9桁分類	10桁分類
	(2桁)	(3桁)	(4桁)	(5桁)					
財	1	粗原料及びエネルギー源	291	817	924	312	58	2	-
	2	加工基礎材及び中間製品	887	3,120	3,134	2,756	286	29	-
	3	生産用設備機器及びエネルギー機器	613	1,934	2,410	1,243	316	144	13
	4	輸送用機器	191	671	482	83	-	-	-
	5	情報・通信機器	109	356	633	136	2	-	-
	6	その他の機器	473	1,361	1,932	961	58	13	-
	7	食料品、飲料及び製造たばこ	258	909	1,255	115	21	14	-
	8	生活、文化用品	772	2,138	2,879	586	27	-	-
	9	スクラップ及びウェイスト	40	94	108	6	-	-	-
	0	分類不能の商品	-	-	-	-	-	-	-
(計)	10	678	3,634	11,400	13,757	6,198	768	202	13

(注1)再掲品目については、計上していない。

(注2)分野ごとに細分化のレベルが異なり、最下層の桁数はまちまちである。

上記の項目数は、その階層で定義されている項目の総数であり、より下位に分類項目が定義されている項目(自身が最下位項目でない項目)も含まれる。

標準国際貿易分類 (SITC Revision4)

大分類 (section) 1桁	中分類 (division) 2桁	小分類 (group) 3桁	細分類 (subgroup) 4桁	細々分類 (basic heading) 5桁
0 食料品及び動物(食用)		36	132	335
1 飲料及びたばこ		4	11	21
2 非食料品原材料(鉱物性燃料を除く。)		36	115	239
3 鉱物性燃料		11	22	32
4 動植物性油脂		4	21	41
5 化学製品		34	132	467
6 工業製品		52	229	767
7 機械類及び輸送用機器		50	217	642
8 雑製品		31	140	420
(内訳)		3	7	17
	81 プレハブ建築物、衛生器具、配管工事関係品、暖房器具及び照明器具			
	82 家具及びその部品	1	6	23
	83 旅行用具、ハンドバッグ類	1	4	9
	84 衣類及びその付属品	7	37	95
	85 履物	1	7	17
	87 光学機器、医療用機器、計測機器及び制御機器	4	18	65
	88 写真用機器、その他の光学用品及び時計	5	19	59
	89 その他の雑製品	9	42	135
9 その他		4	4	6
(内訳)		1	1	1
	91 郵便小包(種類別に分類されないもの)	1	1	1
	93 特殊取扱品(種類別に分類されないもの)	1	1	1
	96 金貨以外の貨幣(法定通貨でないもの)	1	1	1
	97 金(非貨幣用。金鉱石及び濃縮したものを除く。)	1	1	3
(計) 10		262	1,023	2,970

中央生産物分類(CPC Ver.2) 2008年改定

※ 第1回生産物分類策定研究会資料4-1より抜粋

		大分類	中分類 (2桁)	小分類 (3桁)	細分類 (4桁)	細々分類 (5桁)
財	0	農業、林業、漁業製品	4	19	85	208
	1	鉱石及び鉱物、電力、ガス及び用水	8	17	36	36
	2	食料品、飲料及びたばこ、紡織製品、衣料品及び皮革製品	9	44	190	356
	3	その他の輸送可能財(金属製品、機械、設備を除く)	9	60	262	386
	4	金属製品、機械器具	9	52	213	517
	5	建設及び建設サービス	2	9	47	85
	6	流通サービス; 宿泊、飲食提供サービス; 輸送サービス; 電気、ガス及び水道供給サービス	9	27	120	506
	7	金融及び関連サービス、不動産サービス、レンタル及びリースサービス	3	12	47	99
	8	事業及び生産サービス	9	48	165	372
	9	地域的、社会的及び個人的サービス	9	36	100	173
		(財・小計)	(40)	(192)	(786)	(1,527)
		(サービス・小計)	(31)	(123)	(432)	(1,211)
		(計) 10	71	324	1,265	2,738

商品の名称及び分類についての統一システム(HS2017)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第1類	動物(生きているものに限る。)	6	34
第2類	肉及び食用のくす肉	10	66
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	8	224
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	10	32
第5類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)	9	15
第1部計		43	371

第2部 植物性生産品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	4	16
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	14	67
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果実並びにメロンの皮	14	68
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	10	39
第10類	穀物	8	26
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	9	36
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	14	49
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	2	11
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	2	5
第2部計		77	317

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	21	47
第3部計		21	47

第4部 調製食品品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	5	42
第17類	糖類及び砂糖菓子	4	17
第18類	ココア及びその調製品	6	11
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	5	19
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	9	52
第21類	各種の調製食品品	6	16
第22類	飲料、アルコール及び食酢	9	24
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	9	23
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品	3	10
第4部計		56	214

第5部 鉱物性生産品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	29	68
第26類	鉱石、スラグ及び灰	21	37
第27類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	15	42
第5部計		65	147

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	50	174
第29類	有機化学品	42	385
第30類	医薬用品	6	44
第31類	肥料	5	24
第32類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマステック並びにインキ	15	44
第33類	精油、レジンノイド、調製香料及び化粧品類	7	29
第34類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	7	23
第35類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	7	15
第36類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	6	8
第37類	写真用又は映画用の材料	7	30
第38類	各種の化学工業生産品	26	92
第6部計		178	868

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第39類	プラスチック及びその製品	26	129
第40類	ゴム及びその製品	17	80
第7部計		43	209

第8部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第41類	原皮(毛皮を除く。)及び革	11	37
第42類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	5	20
第43類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	4	12
第8部計		20	69

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第44類	木材及びその製品並びに木炭	21	103
第45類	コルク及びその製品	4	7
第46類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	2	11
第9部計		27	121

第10部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第47類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	7	21
第48類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	22	101
第49類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	11	19
第10部計		40	141

第11部 紡織用繊維及びその製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第50類	絹及び絹織物	7	9
第51類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	13	38
第52類	絹及び綿織物	12	124
第53類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	10	23
第54類	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	8	72
第55類	人造繊維の短繊維及びその織物	16	109
第56類	ワADDING、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	9	30
第57類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	5	22
第58類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	11	38
第59類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	11	24
第60類	メリヤス編物及びクロセ編物	6	44
第61類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	17	106
第62類	衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	17	112
第63類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びほろ	10	52
第11部計		152	803

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第64類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	6	25
第65類	帽子及びその部分品	6	8
第66類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	3	6
第67類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	4	8
第12部計		19	47

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第68類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	15	49
第69類	陶磁製品	13	30
第70類	ガラス及びその製品	19	64
第13部計		47	143

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第71類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	18	53
第14部計		18	53

第15部 単金属及びその製品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第72類	鉄鋼	29	167
第73類	鉄鋼製品	26	124
第74類	銅及びその製品	16	50
第75類	ニッケル及びその製品	8	17
第76類	アルミニウム及びその製品	16	35
第77類	(欠番)		
第78類	鉛及びその製品	4	8
第79類	亜鉛及びその製品	6	9
第80類	すず及びその製品	4	5
第81類	その他の単金属及びサーメット並びにこれらの製品	13	48
第82類	単金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	15	64
第83類	各種の単金属製品	11	36
第15部計		148	563

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

類(Chapter, 4桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第84類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	85	516
第85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	46	265
第16部計		131	781

第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第86類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	9	23
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	16	87
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	5	15
第89類	船舶及び浮き構造物	8	18
第17部計		38	143

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	32	144
第91類	時計及びその部分品	14	49
第92類	楽器並びにその部分品及び附属品	7	17
第18部計		53	210

第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第93類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	7	18
第19部計		7	18

第20部 雑品

類(Chapter, 2桁)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第94類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物	6	42
第95類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	6	31
第96類	雑品	20	49
第20部計		32	122

第21部 美術品、収集品及びこつと

類(Chapter)		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
第97類	美術品、収集品及びこつと	6	7
第21部計		6	7

HS計		項(Heading, 4桁)	号(Sub-heading, 6桁)
		1,221	5,394

(注)日本は、輸出入統計分類用として独自に9桁コードを設定しているが、表記を省略している。

北米生産物分類システム(NAPCS 第1次ペータ版)

※ 第1回生産物分類策定研究会資料4-1より抜粋

大分類 (section) 2桁	中分類 (subsection) 3桁	小分類 (division) 5桁	細分類 (group) 7桁	細々分類 (subgroup) 9桁	三か国生産物 (trilateral product) 11桁
11 食品、飲料、タバコ製品(未加工の農産物を除く)	3	7	32	40	116
14 被服、履物、アクセサリー及び関連製品	5	6	6	10	25
17 住宅及び関連製品	2	6	6	16	24
21 家庭用品、身の回り品及び関連製品	5	11	12	31	48
24 家庭用娯楽・レクリエーション・文化製品(家庭用ペット及び関連製品を含む)	2	11	25	51	104
27 自動車、軽量トラック、地域旅客輸送サービス及び関連製品	2	2	5	7	13
31 レジャー、長距離旅行、観光旅行、宿泊に関する製品	8	20	25	28	40
34 教育サービス、個人用ヘルスケア及び関連製品、他に分類されない公的・コミュニティ・社会サービス(行政サービスを除く)	3	6	15	29	46
37 パーソナルケア及び関連製品(葬儀製品を含む)	2	5	5	10	29
41 他に分類されない金融、保険及び関連製品	1	2	19	21	48
44 法務及び関連製品	1	2	6	6	16
47 アパート、非住居用建築物及び関連製品	1	4	4	29	71
51 機器及び関連製品	7	27	30	42	85
54 知的財産及び関連製品	5	7	7	9	13
57 労働供給及び関連する生産物(人的コンサルティングサービスを除く)	1	1	1	3	13
61 燃料、公益事業、廃棄物管理、環境復旧サービス及び関連する生産物及びサービス	2	7	11	13	40
64 商品輸送サービス及び関連製品	1	4	14	17	41
67 生産のための材料・消耗品及び関連製品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	3	23	24	75	207
71 各種サービスのための材料及び消耗品(芝生、造園サービスを除く)	2	5	5	13	38
74 科学技術サービス	1	1	1	8	19
77 広告、広報及び通信・情報サービス	1	9	11	22	66
81 会計、経営、管理及び各種サービス	1	4	10	15	47
84 受託製造及び関連サービス	1	1	1	1	17
87 行政サービス	1	1	1	1	1
(計) 24	61	172	276	497	1,167

大分類 (section) アルファベット	中分類 (division) 2桁	小分類 (group) 3桁	細分類 (class) 4桁	細々分類 (category) 5桁	6桁分類 (subcategory) 6桁	
A	農林業生産物					
B	鉱業及び採石業生産物					
C	製造業生産物					
D	電気、ガス、蒸気及び空調					
E	上水道、下水道及び廃棄物管理・浄化サービス					
F	建造物及び建設工事					
G	卸売及び小売サービス並びに自動車車両・自動二輪車修理サービス					
H	運輸及び保管サービス					
I	宿泊及び飲食サービス					
J	情報通信サービス					
K	金融、保険サービス					
L	不動産サービス					
M	専門的、科学的、技術的サービス					
N	管理・支援サービス					
O	公務及び国防サービス並びに強制加入社会保障サービス					
P	教育サービス					
Q	保健及び社会福祉サービス					
R	芸術、娯楽及び保養サービス					
S	その他サービス					
T	雇用主としての世帯サービス及び自己使用のために世帯によって生産される他と区別されない財・サービス					
U	治外法権機関・団体により提供されるサービス					
(計)	21	88	270	568	1,355	3,218

NAPCSの基本構造(イメージ)

※第2回生産物分類策定研究会資料2-1より抜粋

【用途の類似性(需要側視点)による分類の具体例】(※下記の分類原則を採用しつつ、データの収集可能性、報告者の報告能力・意思等を考慮)

① 家計/個人用・企業用の別の分類

一大分類では11~37が主に家計/個人用、47~84が主に企業用として分類。また、家計/個人用はCOICOP(注1)の分類構成に類似し、企業用は、KLEMS構造により資本・労働・エネルギー・中間財・サービスに分類(注2)

② 代替性・補完性の原則

一用途(需要側視点)による分類を構築するため、下位分類では相互に密接な代替物となる生産物を統合し、上位分類では関係の薄い代替物又は補完物となる下位分類を統合(※中分類及び小分類では、この考え方を踏まえ、財・サービス(卸売/小売/賃貸/保守・修理)の別による分類がみられる。)

大分類

11	食品、飲料、タバコ製品
14	被服、履物、アクセサリー及び関連製品
17	住宅及び関連製品
21	家庭用品、身の回り品及び関連製品
24	家庭用娯楽・レクリエーション・文化製品
27	自動車、軽量トラック、地域旅客輸送サービス及び関連製品
31	レジャー、長距離旅行、観光旅行、宿泊に関する製品
34	教育サービス、個人用ヘルスケア及び関連製品、他に分類されない公的・コミュニティ・社会サービス
37	パーソナルケア及び関連製品(葬儀製品を含む)
41	他に分類されない金融、保険及び関連製品
44	法務及び関連製品
47	アパート、非住居用建築物及び関連製品
51	機器及び関連製品
54	知的財産及び関連製品
57	労働供給及び関連する生産物
61	燃料、公益事業、廃棄物管理、環境復旧サービス及び関連する生産物及びサービス
64	商品輸送サービス及び関連製品
67	生産のための材料・消耗品及び関連製品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)
71	各種サービスのための材料及び消耗品
74	科学技術サービス
77	広告、広報及び通信・情報サービス
81	会計、経営、管理及び各種サービス
84	受託製造及び関連サービス
87	行政サービス

中分類

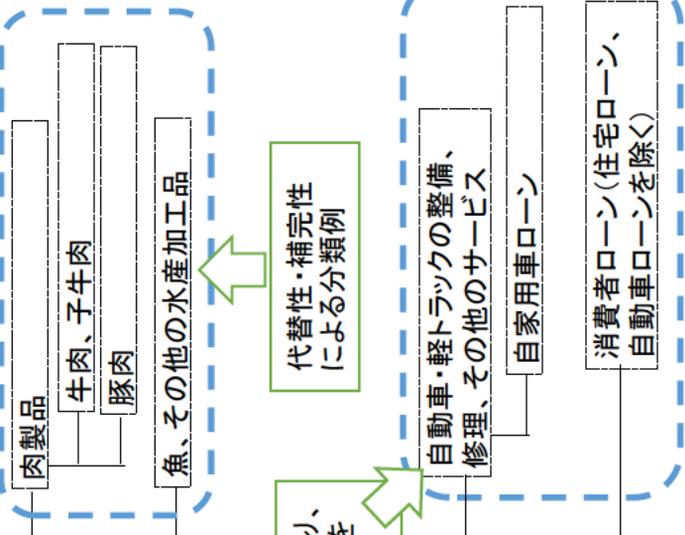
【COICOPの分類構成に類似】
主に家計/個人が消費

将来消費目的で購入される飲料料
品
即時消費のため提供等された食事、軽食等
タバコ製品、喫煙用製品
家庭用品(財)
家庭用品の卸売サービス
家庭用品の小売サービス
家庭用品の賃貸サービス
家庭用品の修理サービス

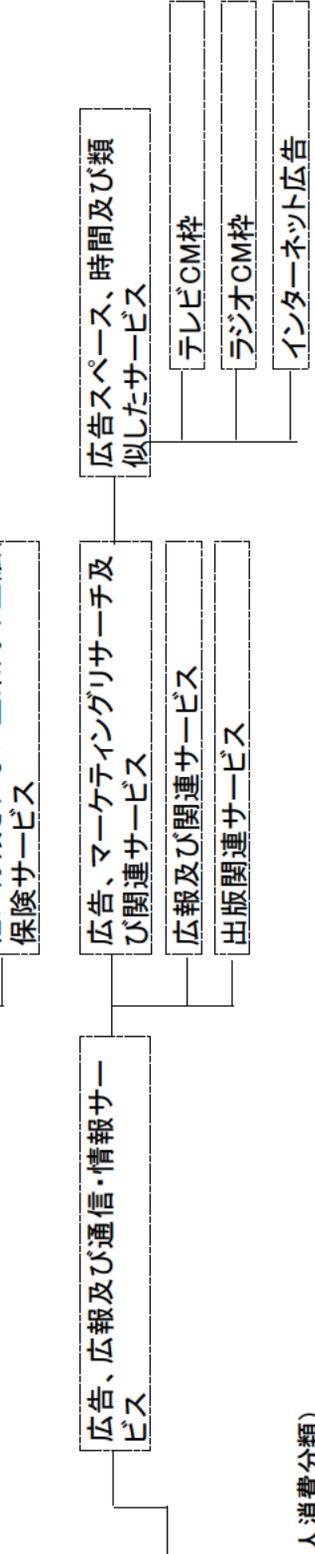
小分類

飲食料品(財)
飲食料品の卸売サービス
飲食料品の小売サービス

細分類以下



【(資本・労働・エネルギー・中間財・サービス)】
主に企業が消費(KLEMS構造)



(注)1 Classification of Individual Consumption According to Purpose (目的別個人消費分類)

2 産業別の産出、投入及び生産性の国際比較のためのデータベースに用いられる区分であり、ハーバード大学が主催する「WORLD KLEMS Initiative」やロンドン・ゲンゲン大学が主催する「EU KLEMS Project」などがある

CPAの基本構造(イメージ)

※第2回生産物分類策定研究会資料2-1より抜粋

- 原則として、1つの生産物分類は1つのNACE (注1)産業にリンク
- 分類コードは4桁までNACE-CPA共通

- 修理・保守・設置サービス、著作権・特許等の一部の生産物に関しては、左記原則の例外が適用される

NACE

A	農業、林業、漁業
B	鉱業、採石業
C	製造業
D	電気・ガス・蒸気・熱・冷気・空調
E	上下水道、廃棄物管理・浄化処理
F	建設業
G	卸売・小売業、自動車・オートバイ修理
H	運輸・保管
I	宿泊・飲食サービス
J	情報通信
K	金融・保険
L	不動産
M	専門的・科学的・技術的
N	管理・支援
O	公務、国防、強制加入社会
P	教育
Q	保健衛生、社会福祉
R	芸術・娯楽・レクリエーション
S	その他のサービス
T	家事サービス、他に分類されない
U	治外法権機関・団体及び団体

CPA

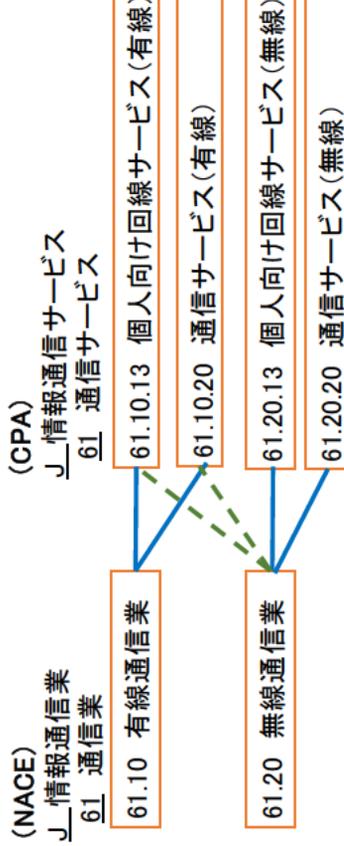
A	農業、林業、漁業
B	鉱業、採石業
C	製造業
D	電気・ガス・蒸気・熱・冷気・空調
E	上下水道、廃棄物管理・浄化サービス
F	建設業
G	卸売・小売サービス、自動車・オートバイ修理
H	運輸・保管
I	宿泊・飲食サービス
J	情報通信
K	金融・保険
L	不動産
M	専門的・科学的・技術的
N	管理・支援
O	公務、国防サービス、強制加入社会
P	教育
Q	保健衛生、社会福祉
R	芸術・娯楽、レクリエーション
S	その他のサービス
T	家事サービス、他に区別されない
U	治外法権機関・団体により提供されるサービス

【例①】

1つの生産物が1つのNACE産業にリンク(産業対生産物=1対多)



【例②】 形式的には「1対多」対応だが、実質的には複数の生産物が複数のNACE産業にリンク(多対多)している例もあり



【例外①】

(修理・保守・設置サービス)

※NACEの分類構造に従い、以下の大分類の階層にそれぞれ分類

- C 製造業生産物
 - 33 機械・設備の修理・設置サービス
- G 卸売・小売サービス、自動車・オートバイ修理サービス
 - 45 自動車・オートバイの卸売・小売・修理サービス
 - 45.2 自動車の保守・修理サービス
- S その他サービス
 - 95 コンピューター及び個人・家庭用品の修理サービス

【例外②】

(著作権・特許)

- J 情報通信サービス
 - 58 出版サービス
 - 58.2 ソフトウェア出版サービス
 - 58.2.1 PCゲームの出版サービス
 - 58.2.1.4 PCゲームの使用許諾サービス
- N 管理・支援サービス
 - 77 賃貸・使用許諾サービス
 - 77.4 知的財産の使用許諾サービス(著作物を除く)
 - 77.40.11 R&D生産物の使用許諾サービス
 - 77.40.12 商標・フランチャイズの使用許諾サービス

(注)1 欧州共同体経済活動統計分類 (Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne)

NAPCSの分類構成例

(例1) 家畜、食肉

大分類	中分類	小分類以下	
食品、飲料、タバコ製品(未加工の農産物を除く)	将来消費目的で購入される飲食料品及び関連製品	肉製品	生鮮・冷凍の全枝肉、半丸枝肉 豚肉(生鮮・冷凍の全枝肉、半丸枝肉)(缶詰・ソーゼンでない) その他の肉(生鮮・冷凍の全枝肉、半丸枝肉) 牛肉、子牛肉(生鮮・冷凍の切り身) 家畜肉 その他の肉(生鮮・冷凍の切り身) 加工家畜肉 その他の加工肉 卵・家畜肉の卸売サービス(缶詰・冷凍の家畜肉製品を除く) 肉・肉製品の卸売サービス(缶詰・冷凍を除く) (他、省略) 生鮮肉・家畜肉の小売サービス (他、省略)
		将来消費目的で購入される飲食料品の小売サービス	加工肉 卵・家畜肉の卸売サービス(缶詰・冷凍の家畜肉製品を除く) 肉・肉製品の卸売サービス(缶詰・冷凍を除く) (他、省略) 生鮮肉・家畜肉の小売サービス (他、省略)
生産向け材料・消耗品及び関連製品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	生産向け材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	牛その他の反芻動物 豚 家畜及び卵 馬、その他のウマ科の動物 その他の生きた動物(家庭用ペットを除く) (他、省略)	

(例2) 被服、履物

大分類	中分類	小分類以下
被服、履物、アクセサリー及び関連製品	被服、履物、アクセサリー	被服、衣装、祭服、毛皮製衣服 履物、靴用アクセサリー (他、省略)
	被服、履物、アクセサリーの卸売サービス	被服の卸売サービス 履物、履物用アクセサリーの卸売サービス (他、省略)
生産向け材料・消耗品及び関連製品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	被服、履物、アクセサリーの小売サービス	被服、服飾品の小売サービス 成人男子用被服の小売サービス 成人女子用被服の小売サービス 子ども服の小売サービス(少年・少女・乳幼児の被服、アクセサリーの小売サービスを含む) 衣装、祭服・男女兼用被服の小売サービス (他、省略)
	生産向け材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	被服、履物用アクセサリーの小売サービス (他、省略) (省略) 広幅織物(染めていない商品、染めたもの) 細幅織物 ニット織物 刺繍品 ボタン、針、ピン、その他の衣服の留め具 裏面洋性剤、仕上げ剤、補助剤 織物製造のための各種製品

CPAの分類構成例

(例1) 家畜、食肉

大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類	6桁分類
農業、林業、漁業製品	農業、狩猟及び関連サービスの製品	生きた動物及び動物製品(肉を除く)	乳牛、乳牛からの生乳 その他の生きた牛と水牛及びそれらの精液 生きた馬及びその他のウマ科の動物 生きたらぐた及びウラグタ科の動物 生きた羊及び山羊、それらの生乳及び羊毛 生きた豚	生きた乳牛	1品目
				乳牛からの生乳	1品目
				その他の生きた牛と水牛	2品目
				牛と水牛の精液	1品目
				生きた馬及びその他のウマ科の動物	2品目
				生きたらぐた及びウラグタ科の動物	1品目
				生きた羊及び山羊	2品目
				羊及び山羊の生乳	2品目
				羊及び山羊から刈りとられた羊毛(脂付き及びフリースウオッシュしたものを含む)	1品目
				生きた豚	1品目
製造業生産物	食料品	保存処理された肉及び肉製品	生きた家禽類	4品目	
			産卵の卵(殻付き、生鮮)	4品目	
			その他の生きた飼育動物	4品目	
			その他の家禽製品	8品目	
			未加工の毛皮及びその他の生皮及び皮	3品目	
			ウシ亜科の動物、豚、羊、山羊、馬及びその他のウマ科の動物の肉(生鮮又は冷蔵)	5品目	
			ウシ亜科の動物、豚、羊、山羊、馬及びその他のウマ科の動物の食用臓物、生鮮又は冷蔵	1品目	
			冷凍肉及び冷凍食用臓物並びにその他の肉と食用臓物	6品目	
			ウシ亜科動物、ウマ科の動物、羊及び山羊の抜き取られた毛、生皮及び皮	5品目	
			ウシ亜科の動物、羊、山羊又は豚の脂肪	1品目	
生の臓物(非食用)	1品目				
加工及び保存肉の製造の一部請負事業	1品目				
家禽の肉(生鮮又は冷蔵)	1品目				
家禽の肉(冷蔵)	1品目				
家禽の脂肪	1品目				
家禽の食用臓物	1品目				
羽毛付き鳥の羽毛及び皮	1品目				
加工及び保存された家禽肉の製造の一部請負事業	1品目				
肉、臓物又は血の保存及び加工	1品目				
肉製品の生産のための調理及びその他の準備サービス、肉及び家禽肉製品の製造の一部請負事業	6品目				
					2品目

(例2) 衣服、履物

大分類	中分類	小分類	細分類	細々分類	6桁分類
製造業生産物	繊維	燃り糸及び糸	燃り糸及び糸	25品目	
			織物	17品目	
			編まれた及び鉤針編みの織物	3品目	
			他に分類されないその他の織物	8品目	
			革製衣服	2品目	
			作業服	6品目	
			その他のアウターウェア	15品目	
			下着	11品目	
			他の衣服及びアクセサリー	13品目	
			毛皮製品	2品目	
製造業生産物	衣服	毛皮製品	編み物又は鉤針編みの靴下類	2品目	
			他の編み物又は鉤針編みの衣服	2品目	
			履物	10品目	
			ワールグリース(ラプリンを含む)、紡績用に調製された天然繊維など(8品目)		
			繊維再生品、天然繊維の調製サービス、然り糸と糸の製造の一部請負事業		
			綿以外の天然繊維の織物(特殊織物を除く)、綿の織物など(5品目)		
			織物製品の製造の一部請負事業		
			編まれた又は鉤針編みの織物		
			編まれた又は鉤針編みの織物の製造の一部請負事業		
			薄絹、レース及び刺繍、モンツ糸と細布、毛虫糸、ループウェア糸		
他に分類されないその他の織物の製造の一部請負事業					
革又は合成皮革製の衣服					
革製衣服の製造の一部請負事業					
男性用作業服、女性用作業服など(3品目)					
作業服の製造の一部請負事業					
編み物又は鉤針編みのアウターウェア、その他の男性用と少年用のアウターウェアなど(3品目)					
編み物又は鉤針編みのアウターウェア、その他の男性用と少年用のアウターウェアなど(3品目)					
着古した衣服及びその他の着古した製品					
アウターウェアの製造の一部請負事業					
下着(編み物又は鉤針編みのもの)、下着(編み物又は鉤針編みでないもの)など(3品目)					
下着の製造の一部請負事業					
乳幼児用衣服、トラウズスーツ及び他の衣服、衣類用アクセサリー及び部品(編み物又は鉤針編みのもの)など(4品目)					
他の衣類やアクセサリーの製造の一部請負事業					
帽子を除く毛皮製の衣類、衣類アクセサリー及び他の製品					
毛皮製品の製造の一部請負事業					
ハンターブーツ、ストックング、タイツ、ストックング、靴下及びその他の靴下類(編み物又は鉤針編みのもの)					
編み物又は鉤針編みの靴下類の製造の一部請負事業					
ジャージー、ブルオーバー、カーディガン、ベスト及び類似の製品(編み物又は鉤針編みのもの)					
他の編み物又は鉤針編みの衣服の製造の一部請負事業					
スポーツ及び保護靴及び整形外科用靴以外の履物、スポーツシューズなど(3品目)					
革靴の部分、取り外し可能な中底、ヒールクッション及び類似の製品、カーペット、レギンス及び類似の製品及びそれらの部品の製造の一部請負事業					